

第7章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 皆年金体制

年金制度の目的は、個々の国民が自ら十分な備えをしておくことが容易でない老齢、障害、死亡の事故によつて生活の安定がそこなわれることを社会的連帯によつて防止し、失われた所得を補うことによつて安定した生活を保障することである。

わが国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険と、農民等自営業者を対象とする国民年金とを中心として、すべての国民に対し年金制度による保障が与えられることとなつている。

このような国民皆年金といわれる状態が実現したのは、ようやく昭和36年になつてからのことである。

わが国の年金制度として最初のもは、明治8年の海運退隠令、翌9年の陸軍恩給令であつた。一般官吏に対する恩給制度も間もなく実施されたが、これらの制度は公務に永年従事した者に対して国が恩恵として年金を支給するという性格のものであつて、一般の被用者、事業主、国の3者が、共同連帯により生活の安定を図ることを目的とする社会保険としての年金制度がわが国で誕生したのは昭和10年代のことであつた。

すなわち、昭和15年に船員を対象とする船員保険が、17年には厚生年金保険の前身である労働者年金保険が設けられた。

このような戦前の年金制度は、終戦後の今日までの間にその内容及び構成の面で多くの変革を受け、現在では7種類の被用者に対する年金制度が国民年金制度とともに、皆年金体制を構成している(第7-1図参照)。

次に年金制度の内容についてみてみよう。

年金制度では、あらかじめ、どのような場合(支給要件)に、どの程度の額(給付額)を年金として支給するかを、制度の趣旨に沿つて定めている。どの制度でも老齢(退職)、障害、遺族の3種類の年金が制度の中心であるが、各制度の支給要件や支給額は、それぞれの制度の沿革や対象者に応じて異なつている状況にある。老齢(退職)年金についてその概要を示すと第7-1表のとおりである。

第7-1図 公的年金制度の沿革及び適用区分

第7-1図 公的年金制度の沿革及び適用区分

		15年	17	19	23	29	30	31	33	34	36	37	38	39	40	41	
被 用 者	民間被用者	厚生年金保険															
	船員	船員保険															
	公務員	官業共済組合等	官業共済組合等														
		国家公務員共済組合	国家公務員共済組合														
		公共企業体職員等共済組合	公共企業体職員等共済組合														
		条例恩給及び雇用恩給	条例恩給及び雇用恩給														
	私立学校教職員	(厚生年金) 私立学校教職員共済組合															
	専任教員(専任職員)	(厚生年金) 専任教員(専任職員)共済組合															
	専任教員(専任職員)	専任教員(専任職員)共済組合															
	専任教員(専任職員)	専任教員(専任職員)共済組合															
専任教員(専任職員)	専任教員(専任職員)共済組合																
被用者以外の国民	国民年金(拠出制)																

厚生省年金局調べ

- (注) 1 これ以外に軍人恩給があつたほか、きわめて小さいグループに対し、同様の役割を果たす若干の制度がある。
- 2 公務員(非現業職員)の年金適用は、24年(国家公務員及び都道府県職員)及び30年(市町村職員)からであり、それまでは一部市町村職員に対し、厚生年金保険を適用していた。
- 3 国民年金の対象者のうち、他制度の加入者の配偶者、他制度の年金受給者とその配偶者、36年4月1日現在で50~55歳の者は任意適用、同日で55歳をこえる者は適用除外である。
- 4 これらの諸制度とは体系を異にするが、34年11月1日から国民年金の福祉年金制度が実施されている。

特に著しい相違点は、自営業者に対する年金制度である国民年金が、定額拠出、定額給付であるのに対して、被用者に対する年金制度では、所得比例の拠出であり、またこれに応じて給付面でも所得比例制が取り入れられていることである。すなわち、被用者の年金制度のうち、厚生年金保険と船員保険とは、均一の定額給付と所得比例の給付(全期間の標準報酬月額平均が計算の基礎とされる。)とから成り立っており、所得の低い者でも相当額が確保される仕組となつている。これに対し、全組合員を通じ給与体系が確立している各種共済組合では所得比例の給付のみであり、その額の算定は、退職時又はそれに先だつ数年間の俸給を基礎として行なわれることとなつている。

第7-1表 老齡(退職)年金受給資格年金額の状況

第7-1表 老齢(退職)年金受給資格年金額の状況
(42年3月現在)

	資格期間	開始年齢	年金額(年額)
国民年金	保険料納付済期間と保険料免除期間(及び旧陸軍共済組合等の組合員期間がある者)についてはこれを加算。)で 1 25年以上 2 36年4月1日現在の年齢に応じ短縮(45歳をこえる者10年以上など)	65歳 60歳まで繰上げ減額支給	$200 \text{円} \times \text{保険料納付済期間の月数} + 200 \text{円} \times \text{保険料免除期間の月数} \times \frac{1}{3}$
	1 36年4月1日現在50歳をこえる者 2 同日現在45歳をこえる者で、所定の要件に該当する者	70歳	18,000円 本人所得などについて支給制限がある。
厚生年金保険	1 20年以上 2 坑内夫期間15年以上 3 40歳(女子35歳)以後15年以上 4 35歳以上の坑内夫期間11年3月以上	[退職している者] 60歳 女子、坑内夫55歳 経過的に年齢引下げの特例がある [在職している者] 65歳	基本年金額 60,000円(20年をこえる1月につき250円を加算、最高90,000円)+ 平均標準報酬月額(全期間の平均) $\times \frac{10}{1,000} \times \text{被保険者期間の月数}$ 加給年金額 配偶者と子につき1人4,800円 在職している者については、基本年金額の2割が支給停止される。
船員保険	1 厚生年金保険の坑内夫と同じ 2 漁船期間11年3月以上	厚生年金保険の坑内夫と同じ	基本年金額 60,000円(15年をこえる1月につき $\frac{4,000 \text{円}}{12}$ を加算、最高90,000円)+ 平均標準報酬月額(全期間の平均) $\times \frac{1}{75} \times \text{月数}$ 加給年金額 配偶者と子につき1人4,800円 在職している者については、基本年金額の2割が支給停止される。

	資格期間	開始年齢	年金額(年額)
国家公務員 共済組合	20年以上	55歳 繰上げ減額 支給	$\text{俸給年額(最終3年間の平均)} \times \frac{40}{100} \text{ (20年をこえる1年につき } \frac{1.5}{100} \text{ を加算)}$ 最低84,000円(既裁定者にはこの最低保障額が適用されない場合がある。以下同じ), 最高 俸給年額 $\times \frac{70}{100}$
地方公務員 等共済組合	同上	同上	$\text{給料年額(最終3年間の平均)} \times \frac{40}{100} \text{ (20年をこえる1年につき } \frac{1.5}{100} \text{ を加算)}$ 最低84,000円, 最高 給料年額 $\times \frac{70}{100}$
公共企業体 職員等共済組合	同上	同上	$\text{俸給年額(退職時)} \times \frac{40}{100} \text{ (20年をこえる1年につき } \frac{1.5}{100} \text{ を加算)}$
私立学校教 職員共済組 合	同上	同上	$\text{平均標準給与(最終3年間の平均又は全期間の平均のいずれか高い方)の年額} \times \frac{40}{100} \text{ (20年をこえる1年につき } \frac{1.5}{100} \text{ を加算)}$ 最低84,000円, 最高 平均標準給与 $\times \frac{70}{100}$
農林漁業団 体職員共済 組合	同上	同上	$\text{平均標準給与(最終3年間の平均又は全期間の平均のいずれか高い方)の年額} \times \frac{40}{100} \text{ (20年をこえる1年につき } \frac{1.5}{100} \text{ を加算)}$ 最低84,000円, 最高 平均標準給与 $\times \frac{70}{100}$
通 算	国民年金	当該制度の期間が1年以上であり, かつ, 次のいずれかに該当すること。	国民年金の老齢年金と同じ
	厚生年金 保険	1 通算対象期間の合	$250 \text{ 円} \times \text{被保険者 期間の月数} + \text{平均標準報酬月額} \times \frac{10}{1,000} \times \text{月数}$

	資格期間	開始年齢	年金額(年額)
老 年 金	計が国民年金の老齢年金の資格期間以上	60歳 〔在職している者〕	在職している者については、上記年金額の2割が支給停止される。
	2 国民年金以外の通算対象期間の合計が20年以上	65歳	$60,000 \text{円} \div 180 \text{月} \times \text{月数} + \text{平均標準報酬月額} \times \frac{1}{75} \times \text{月数}$ 在職している者については、上記年金額の2割が支給停止される。
	3 上記の制度の資格期間を満たしていること。	60歳	$(60,000 \text{円} + \text{修給等の月額} \times \frac{10}{1,000} \times 240) \times \frac{1}{240} \times \text{月数}$
	4 恩給等所定の年金受給権を有すること。		
	(注) 通算対象期間とは、上記諸制度の加入期間等で退職一時金等を受けていないものをいう。		
船員保険	〔退職している者〕	厚生年金保険の通算老齢年金と同じ。	
国家公務員共済組合	〔在職している者〕	船員保険の通算老齢年金と同じ。	
地方公務員等共済組合			
公共企業体職員等共済組合			
私立学校教職員共済組合			
農林漁業団体職員共済組合			
特例老齢年金	被保険者期間が1年以上であり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間と船員保険の被保険者期間に $\frac{4}{3}$ を乗じて得た期間と旧陸軍共済組合等の組合員期間と合計して20年以上	〔退職している者〕 60歳 〔在職している者〕 65歳	

また遺族年金の支給要件についても、著しい相違点があり、厚生年金保険や船員保険では6か月以上の加入期間が要件となつてゐるが、各種共済組合では、10年以上の加入という厳しい要件が課されている。

次に老齢年金、退職年金を受けるに必要な資格期間(制度に加入していた期間)は、被用者年金では船員保険等を除き20年、国民年金では25年である。なお、職業を変えたために他の制度に移つた人達は、一つの制度で要求される資格を満たしえないこともあるので、通算年金の仕組が設けられており、各制度の加入期間を合わせ20年(被用者年金のみ)又は25年(国民年金を含む。)に達すれば、各制度から加入期間に応じた年金が支給されることとなつてゐる。

国民皆年金の体制は、以上のとおりであるが、この際既に高齢であつて必要な資格期間を満たしえない者についての対策が必要となる。

すなわち、福祉年金の制度と各年金制度における老齢(退職)年金受給資格期間の経過的短縮とである。

国民年金制度では、拠出制年金と並んで福祉年金が設けられているが、これは、皆年金体制の発足に際して既に老齢、障害、死亡の事故により所得を失つてゐる人達に対して全額国庫負担の年金を支給することをおもな内容としている。

また、年金受給年齢には達していないが、国民年金制度創設当初から被保険者となつても、受給資格期間を満たしえない一定年齢以上の人達のため、25年の期間を年齢に応じ最短10年までに短縮して優遇する措置もとられた。これと同時に国民年金以外の制度でも、すべて資格期間を高齢者について経過的に短縮し、通算老齢(退職)年金を支給することとしたため、36年4月に50歳をこえない者はすべて拠出制の年金を受けることができ、その他に高齢者の大部分は福祉年金を受けるといふ体制になつたのである。

厚生白書(昭和41年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第7章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 給付内容の動向

次に公的年金制度の中核を占める厚生年金保険及び国民年金について、その給付水準の動向をみてみよう。

厚生年金保険制度についてみると、戦後の激しいインフレーションにより低下する給付額を応急的に引き上げながら、かろうじて制度の崩壊を防ぎ、昭和29年に至つてようやく新しい時代に対処するための改正が行なわれ、制度の本体ともいべき老齢部門が再建されたのであつた。

しかしながら、その給付内容は、当時の経済事情を反映して必ずしも満足すべき水準を確保するに至らなかつた。その後35年に給付水準の引上げが行なわれたが、30年代の後半に至り、国民経済の高度成長に伴う生活水準の向上や、人口構造の老齢化、核家族化のすう勢等を背景として、国民の将来の生活設計に対する関心が著しく高まり、40年には大幅な給付水準の引上げが行なわれるに至つた。

老齢年金は、月額約3,500円(改正直前の年金受給者の平均額)から月額1万円(平均標準報酬月額2万5,000円、資格期間20年の場合)に一举に引き上げられ、またこれに見合つて障害年金及び遺族年金(いずれも新たに最低保障額として6万円が設けられた。)の額がそれぞれ引き上げられた。

これとともに新しい公的年金制度として、企業を単位とする厚生年金基金の制度が設けられたが、これは厚生年金保険の給付のうち、報酬比例部分について政府管掌を上回る給付を行なうことを目的とするものである。

また、既に約50万人に達する者が年金を受給していたが、過去に低い保険料しか払い込んでいないこれらの者に対しても、改正後の新しい計算方式が適用され、大幅な給付額の引上げが行なわれた。このことは公的年金として実質的な内容を保障する原則を確立した点で、大きな意味を有するものであろう。

41年には、厚生年金保険法の改正に引き続いて、国民年金の大幅給付改善を内容とする法律改正が行なわれた。

国民年金は、制度発足当初はまず国民皆年金の体制を整えることに最大の眼目があつたこともあり、給付額、支給範囲等の面で必ずしも十分でない姿で出発し将来の改善にまつこととしたのであるが、その後、福祉年金の改善を中心とする前後数回の改正が行なわれ、41年には初の財政再計算期(少なくとも5年ごとに1回、給付費と保険料収入、予定運用収入及び国庫負担とを算定して将来にわたる財政状況を調査するもの)を迎え、拠出制年金で厚生年金保険の1万円年金と見合つて「夫婦で1万円年金」を中心とする大幅な給付改善が行なわれた。

すなわち、25年加入の場合の老齢年金額が月額2,000円から月額5,000円にと2倍半に及ぶ改善が行なわれ、また障害、遺族の各年金もこれに準じた引上げが実施された。これに伴い必要とされる費用負担については、低所得者の負担能力を考慮し、とりあえず一律100円の引上げにとどめ、今後段階的にその引上げを図ることとなつた。

以上の推移をみてもわかるように、厚生年金保険、国民年金とも、5年ごとに財政再計算期を契機として既に受給中の年金を含めて給付改善が行なわれており、過去の実績からみて、むしろ消費者物価の上昇を上回る程度の改善が行なわれていることを示している。

また、約300万人に及ぶ者が受給している福祉年金については、全額国庫負担によるものであるため財政上の制約から、その額は拠出制年金に比べて低額にとどまっているが、毎年のようにその改善充実が行なわれてきており、特に一般の要望の強い年金額の引上げ及び所得制限の緩和については、42年度も引き続き実施することとなっている。

給付額の調整は、いわゆるスライドといわれる問題である。ILOでは、既裁定年金の経済変動に伴う調整の方法を、法律上の見地からみて、次の三つに区分している。

- (1) 「特別」調整法律は、調整に関するなんらの規定をも含んでいない。
- (2) 原則的調整法律は、調整の手續、機構又は程度のいずれをも明示することなく、年金の経済的变化への定期的再検討のみを規定している。
- (3) 組織的又は自動的調整法律は、調整の手續、機構及び程度につき規定している。

この基準に照らした場合、厚生年金保険法、国民年金法に定められている年金給付額の調整規定は、(2)の原則的調整よりもやや強い規定であるといえよう。

このように、逐次給付内容の改善が加えられてきているが、老齢年金については、現実にこれを受給している者の状況は、第7-2表のとおりとなっており、年々顕著な増加はみているものの制度の歴史が浅いため厚生年金保険で約28万人、国民年金(拠出制)では、46年になつて初めて受給者が発生する状況である。

なお、この点に関しては、第2次大戦に伴う兵役等社会の混乱のさ中にあつてやむなく脱退手当金を受給し、厚生年金保険の資格期間を喪失した者が少なくなく、また皆年金当時国民年金制度への認識がうすかつたこともあつて、制度未加入者が少なくなかつた等の事情も見のがすことができないであろう。

第7-2表 各年金制度適用状況及び老齢年金支給状況の推移

第7-2表 各年金制度適用状況及び老齢年金支給状況の推移

	42年3月末被保険者(組合員)数	40年3月末		41年3月末		42年3月末	
	千人	受給権者数	平均1人年 当り金額	受給権者数	平均1人年 当り金額	受給権者数	平均1人年 当り金額
	円	円	円	円	円	円	円
国民年金	20,996						
	(福祉年 強制適用金) 17,935	2,840,570	13,200	2,923,056	15,600	2,996,973	18,000
	任意適用 3,061						
厚生年金保険	19,189	137,268	42,226	205,856	89,137	276,844	90,249
船員保険	256	2,902	57,392	6,730	123,377	8,071	128,833
国家公務員共済組合	1,125	45,938	186,477	54,508	206,154	64,586	232,170
地方公務員等共済組合	2,338	60,093	214,847	82,443	198,737	109,963	276,971
公共企業体職員等共済組合	774	130,450	155,197	133,437	197,471	138,622	214,430
私立学校教職員共済組合	158	2,050	75,387	2,312	78,979	2,672	95,766
農林漁業団体職員共済組合	365	1,152	78,627	3,383	93,947	5,293	115,803
文官恩給	—	131,696	113,689	126,505	134,872	—	—
軍人恩給	—	831,719	29,076	966,471	34,039	—	—
都道府県知事裁定恩給	—	166,785	127,909	161,397	146,974	—	—

資料：昭和41年3月末までは総理府社会保障制度審議会事務局「社会保障統計年報(41年度)」昭和42年3月末の数字については厚生省年金局及び社会保険庁調べによる。

- (注) 1 老齢年金には、退職年金通算老齢(退職)年金、減額退職年金、船員年金を含む。
- 2 恩給は、普通恩給を掲げた。

一方、障害、遺族の各年金については、その資格期間が短かいため、障害、死亡の事故に対しては直ちに年金が支給されることとなっており、その状況は、第7-3表のとおりとなっている。

次に、各種年金制度における障害等級の段階区分と認定基準については、従来から制度間で不均衡を生じているなどの事情があるため、かねてから医学会の各分野を代表する権威者20人をもつて構成する障害等級調整問題研究会に研究を委嘱していたところであるが、41年8月に、その報告書が厚生大臣に提出された。これは、最近の医学の進歩をとり入れるとともに、障害等級の区分にあつての新しい基準を設定したものであり、引き続きこの研究に基づき具体的な各制度における障害区分のあり方についての検討が進められているところである。

第7-3表 障害年金及び遺族年金支給状況

第7-3表 障害年金及び遺族年金支給状況

42年3月末

	障害年金		遺族年金	
	受給権者数 人	平均1人当 たり年金額 円	受給権者数 人	平均1人当 たり年金額 円
国民年金				
(拠出年金)	8,415	68,512	(母子年金, 準母 子年金, 遺児年 金) 84,025	57,516
(福祉年金)	328,571	26,399	(母子福祉年金) 準母子福祉年金) 107,687	24,590
厚生年金保険	79,198	78,471	321,881	63,540
船員保険	3,451	98,454	25,819	81,699
国家公務員共済組合	2,300	110,388	19,355	79,892
地方公務員等共済組合	2,160	149,771	20,723	91,870
公共企業体職員等共済組合	6,574	125,023	53,810	71,222
私立学校教職員共済組合	136	100,978	600	69,349
農林漁業団体職員共済組合	421	83,978	2,613	42,993

厚生省年金局及び社会保険庁調べ

(注) 1 障害年金には、廃疾年金を含む。

2 遺族年金には、寡婦(かん夫)年金, 遺児年金, 殉職年金, 障害遺族年金, 未婚遺者留守家族年金を含む。

また、石炭産業の抜本的安定を図るための措置について、石炭鉱業審議会はかねて検討を進めていたが、41年7月その安定対策の一環として「石炭年金制度」を創設すべき旨の答申があり、これによつて石炭産業の坑内員に対しては、厚生年金給付の上積みとして、別に老齢年金給付を支給する石炭鉱業年金基金(いわば特例的な厚生年金基金であるといえる。)を設けることとなつた。

次にわが国の年金制度を国際的な観点から考察してみよう。

まず、年金制度の体系のうえでは、わが国は皆年金体制を完全に実現しているが、ヨーロッパ諸国でも完全な皆年金体制をとつている国は、多くはない状況にある。

特に、フランス、ドイツ連邦共和国等EEC主要諸国においては、労働者に対する制度を中核とし、他の自営業者を手工業者、農民等グループごとに適用範囲を順次拡大してきたという沿革を有しており、今後においては、制度を統合化しつつ皆年金を達成することを一つの目標としている状況にある。

次に問題となるのは、実質的な制度内容の水準である。まず、年金の給付額については、ILO102号条約(社会保障の最低基準に関する条約)において、従前所得の40%が老齢年金の水準としており、わが国の場合、厚生年金保険、国民年金ともに先般の改正によつて、この水準を上回るに至つた。しかしながら、年金給付費総額の国民所得に対する割合をみると、第7-4表のとおりであり、わが国の場合著しくそのパーセントが低い。このことは、わが国の年金制度の歴史が浅いため、制度は整備されたものの現実に拠出制の年金を受給している者の数がまだ少ないという状況を示すものであろう(第7-2表参照)。

第7-4表 老齢・廃疾・遺族給付費総額の国民所得に対する割合

第7-4表 老齢・廃疾・遺族給付費総額の国民所得に対する割合

(単位:%)

フ	ラ	ン	ス	3.6
ド	イ	ツ	連邦共和国	8.1
イ	タ	リ	ア	4.5
ス	ウ	ェ	ーデン	4.5
イ	ギ	リ	ス	3.9
日			本	0.3

資料: ILO「The Cost of Social Security (1964)」

(注) この表では「公務員に対する特別制度」が除かれているが、わが国の場合にこれらの制度も含めると、1963年度で0.5%となる。

次に、老齢年金の支給開始年齢は、国によりまちまちであるが、比較的多いのが65歳であり、ベルギー(女子60歳)、フランス(ただし、60歳から減額年金が支給されている。)、ドイツ連邦共和国、オランダ、イギリス(女子60歳)、アメリカ等がこれによつている。一般にヨーロッパ諸国の支給開始年齢は、高い線に置かれており、これに反してわが国では厚生年金保険で60歳(女子55歳)、国民年金(拠出制)で65歳(60歳からの繰上げ減額支給が認められている。)となつており、国際的には早い支給開始年齢の国に属しているといえる。これと関連して問題となるのは、受給資格期間であり、社会保険方式をとる場合、完全老齢年金を受けるには、一定の拠出又は適用期間を満たすことが必要である。各国の現状は、制度の仕組の違いに応じて全くさまざまであるが、わが国では、老齢年金の場合、厚生年金保険20年、国民年金25年(いずれも高齢者については、期間短縮の経過規定がある。)となつており、さきにも述べたとおり、各制度間の加入期間を通算して算定する仕組も設けられている。

また、障害、遺族の各給付については、厚生年金保険6か月、国民年金1年となつているので、わが国の場合年金の受給資格は比較的ゆるやかなものであるといえよう。

第7章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

3 今後の方向

さて、わが国の年金制度は、さきにみたようにその体系も整備され、給付水準も一応国際的にみて恥ずかしくないものとなった。

しかしながら、各制度ごとの個別の沿革や改正時の諸事情によつて生じていた問題、たとえば、障害年金や遺族年金を受けるための加入期間等の要件についても不均衡が少なくなく、今後の問題としては、これらについて逐次、整理調整を図るべき時期に至つているといえよう、現に障害等級区分の問題について検討が進められてきたのは、さきに述べたとおりである。

さらに今後における基本的な問題としては、現在国民年金制度において任意加入の取扱いを受けている被用者保険の被扶養者である配偶者に対して、年金制度のうえでどのような座を与えたらよいか、また定額給付制である国民年金に所得比例部分を導入することについてどのように考えるかなどの問題があげられよう。

これに関連して、現在農民に対する年金給付の充実を望む声があり、農業の構造改善の施策面からする要請もあるので、これらの点について厚生大臣の諮問機関である国民年金審議会において審議が進められている状況にある。

次に、年金額を今後の物価、生活水準等の変動に応じて改訂していかなければならないことはもとより当然であり、公的年金制度として、これまでも給付水準の改善が行なわれ、支払中の年金額も引き上げられてきたことはさきにもみたとおりである。最近における物価の上昇、生活水準の向上等からみて厚生年金保険における次の再計算期である昭和44年には年金給付水準の引上げが検討されるべきであり、これに引き続いて国民年金についても厚生年金保険の給付改善に見合った改善が図られるべきであると考えられる。年金の給付水準に関連する問題としていわゆるスライド制の問題があるが、この場合調整の具体的基準を何に求めたらよいか、その幅ほどの程度としたらよいか、これに必要な財源調達をどうするかなどの問題があり、また他制度に及ぼす影響も少なくないので慎重に検討が進められている状況にある。

なお、給付額の調整に関しては、42年6月21日付けで総理府社会保障制度審議会より政府に対して、各公的年金制度間において総合的な調整を図るべき旨の申入れがあつたところである。

また、給付水準の改善に際しては、皆年金体制達成時既に高齢となつていた者に対する福祉年金、経過的な拠出制年金についても、今後とも改善充実が図られなくてはならないであろう。

このほか、後述するように巨額にのぼる年金積立金の運用問題、外国勤務が増加している今日、年金制度の国際的な通算措置を講ずる問題、従業員5人未満の事業所に対する被用者年金の適用問題等いずれも今後とも検討を進めるべき問題である。

最後に、年金制度は、ヨーロッパ先進諸国においても近年著しい進展がみられるのであり、これを背景として、ILOにおいても、いわゆる戦前の年金に関する諸条約の改訂条約が42年6月に採択されるに至つたが、今後のわが国の年金制度を考えるうえに一つの指針を示すものであろう。

一方わが国の高齢化率の推移は、第7-5表のとおりと推定されており、現在のフランス等のそれと比較して(第7-6表参照)、いかに急速な高齢化傾向が今後予測されるかが明らかであろう。この意味からも、

わが国公的年金制度の使命は重大なものがあり、今後いつその進展が図られなくてはならない。

第7-5表 老齡人口(65歳以上)の総人口に占める割合(推計)

第7-5表 老齡人口(65歳以上)の総人口に占める割合(推計)

(単位:%)

昭 和	40	年	6.3
	50		8.1
	60		9.9
	70		12.7
	90		20.0

資料: 総理府統計局「国勢調査」及び厚生省人口問題研究所「男女年齢別将来推計人口(昭和39年6月1日推計)」

第7-6表 諸外国における老齡人口(65歳以上)の総人口に占める割合

第7-6表 諸外国における老齡人口(65歳以上)の総人口に占める割合

(単位:%)

フ	ラ	ン	ス(1964)	12.42
ア	メ	リ	カ(1965)	9.29
イ	ギ	リ	ス(1965)	12.04
イ	タ	リ	ア(1962)	9.57
ド	イ	ッ	連 邦 共 和 国(1963)	11.17
ス	ウ	エ	ー デ ン(1963)	12.34

資料: U. N. 「Demographic Yearbook (1965)」

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(1) 適用状況

国民年金制度には、日本国内に住所を有する20歳から60歳までの日本国民で農林漁業者及び商工業者等他の公的年金制度に加入していない人たちが加入しなければならないこととなっている。

これらの人々は強制加入被保険者といわれているが、この強制加入被保険者のほかに、他の公的年金制度から給付を受けられる者やその配偶者及び他の公的年金制度の加入者の配偶者あるいは学生など強制加入の対象から除外されている者についても申出があれば、任意加入被保険者として、国民年金制度に加入することができる仕組みとなっている。

国民年金は、他の公的年金が被保険者を職場単位には握しているのと異なり、被保険者をその住所地において個人単位には握しなければならず、しかも、対象となる人たちが年金制度になじみの薄い階層であることから、これらの対象者を個々には握し、国民年金制度に加入させるにあたっては、他の公的年金制度にみられない種々の困難な問題がある。

このため制度発足以来、国民に対して制度自体の趣旨の普及徹底とあわせ、適用促進のための施策を強力に講じてきた。

被保険者の適用にあたっては、毎年度当初において適用対象者調査を行ない、これによつて適用すべき者をは握し、自主的な届出によるほか、戸別訪問、文書による勧奨等によつて、適用の促進を図つてきたところである。

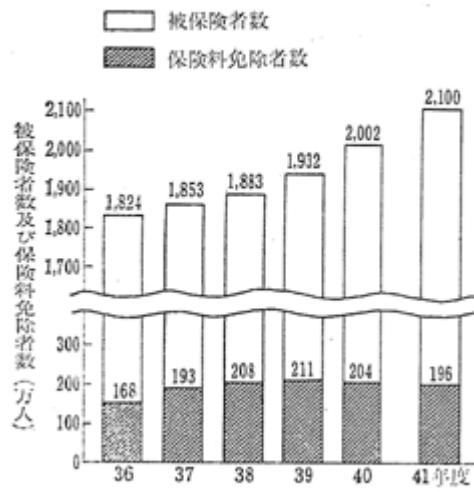
しかしながら、適用対象者調査によりは握した適用対象者数と、適用済みとなつた被保険者数とを比較してみると、なお、大都市を中心として若干の未適用者が残存している現状にあり、なかんずく20歳を中心とする若年層の新規加入については、年金制度の必要性の認識が薄いことなどから、伸びなやみの状態にあり、今後はこの若年層に対する適用の促進が重点施策の一つとして取り上げられることになる。

しかし、全体的にみると、全国的に既に参加している被保険者数は年々増加しており、36年4月の保険料拠出開始時においては強制加入被保険者1,488万2,000人、任意加入被保険者220万4,000人、合計1,708万6,000人であつたが、41年度末においては、強制加入被保険者1,793万5,000人、任意加入被保険者306万1,000人、合計2,099万6,000人を数えるに至つており、全国的にみれば一応順調な伸長をみせているといえよう。

特に任意加入被保険者の適用については、その伸びが著しく、41年度にけるこの適用は、前年度に比して22万9,000人増加しており、一般国民がしだいに国民年金制度の趣旨を理解してきていることがうかがえる(年度別被保険者の推移については、第7-2図を参照)。

第7-2図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移

第7-2図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



社会保険庁調べ

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(2) 保険料

国民年金では、均一拠出のたてまえがとられており、保険料の額は、被保険者の年齢に応じて区分され、20歳から35歳までは、月額200円、35歳以上は月額250円(この額は、従来20歳から35歳までは月額100円、35歳以上は月額150円であつたが、41年の法律改正により42年1月分から200円又は250円とされた。)となつている。

保険料の納付は、原則としてスタンプ方式により行なうこととなつている。すなわち、被保険者は交付された国民年金手帳に納付する保険料額に相当する国民年金印紙をはりつけ、市町村役場においてこれに検認をうけることによつて保険料の納付を行なう。

この保険料は、将来の一定期間の保険料をまとめて前納しておくこともでき、この場合は年5分5厘の利率による複利現価法によつて割引いた保険料額を納付すればよいこととなつている。

このように保険料の納付は原則として国民年金印紙によることとなつているが、前年度以前の未納保険料を納付する場合、将来の一定期間の保険料をまとめて前納する場合、保険料を免除された期間について追納する場合には、国民年金印紙によらず、納付書を用いて現金により行なうこととなつている。

保険料の収納にかかる年度別保険料収入の推移については第7-3図のとおりである。

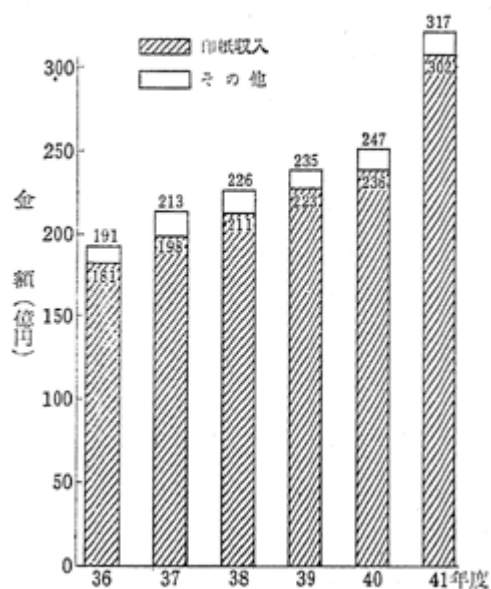
現年度の保険料の徴収状況を示す指標としては、検認率があるが、検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき日数に対する保険料を納付した月数の比率であつて、その年度の検認の状況を見るために使用される。この検認率についてみると年々着実に向上しており、41年度末における全国平均の検認率は90.8%に達している(第7-4図参照)。

しかしながら、都市部における検認率は、86.9%であり、今後はこの点が重点施策の一つとして取り上げられることとなろう。

なお、未納者に対しては、これらの者の年金給付の受給資格要件の確保のためにも、納付書の発行、督促状の発行などの積極的な徴収体制がとられている。

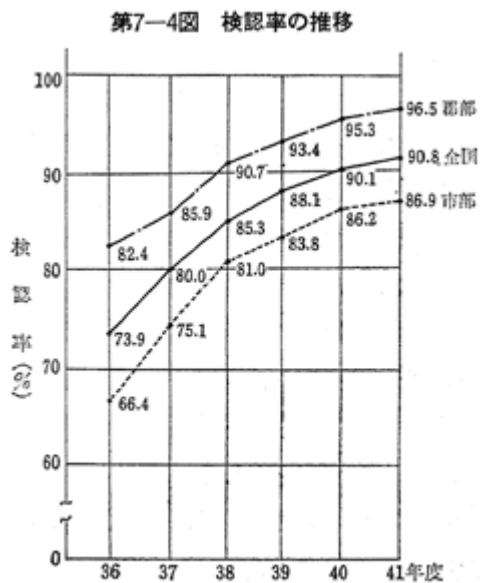
第7-3図 国民年金保険料収入の推移

第7-3図 国民年金保険料収入の推移



社会保険庁調べ

第7-4図 検認率の推移



社会保険庁調べ

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(3) 納付組織

国民年金の保険料は、前述したとおり被保険者が市町村役場において国民年金手帳に国民年金印紙をはりつけ、これに検認をすることにより納付するが、被保険者全員が市町村役場まで行つて保険料を納めるということを期待することは困難である。

このため、市町村では、被保険者の保険料納付の便宜のために、納付組織の育成強化を図っている。

納付組織の形態は、それぞれの市町村の実情により異なっているが、これを大別すると、町内会や部落会などの自治組織を利用しているもの、婦人会や青年団などの団体を利用しているもの、納税組合などの地方税や所得税を納付するために作られた組織を利用しているもの、国民年金委員や保険料納付組合などのように国民年金独自に作られたものなどがある。

これらの納付組織の数は、40年4月1日現在27万で、被保険者の組織加入率は85%である。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(4) 保険料免除

国民年金の被保険者には、生活保護を受けている者、失業者などの保険料を経済的に納付できない者が含まれており、また、長い被保険者期間の間には、保険料を納付できない状態になることも考えられる。

このような人たちのため国民年金制度においては他の公的年金制度にはみられない保険料免除制度が設けられている。この保険料免除を受けた期間は、年金給付の受給資格期間の計算にあたっては保険料を納付した場合と同様に扱われ、年金額の計算にあたっても国庫負担分の年金額が計算される。

保険料の免除には、障害年金又は母子福祉年金若しくは準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法の生活扶助などを受けるとき、又は国立らい療養所などの施設に収容されているときのように、これらの事由に該当したときは当然その該当した月から免除される法定免除と、所得がない場合などで保険料を納付することが困難であると認められる者には、免除の申請を行ない都道府県知事の承認を受けて免除が認められる申請免除の二種がある。

41年度において保険料免除された被保険者数は法定免除63万5,000人、申請免除132万3,000人合計195万8,000人であつて、その免除率は10.9%である。

この免除について地域別にみると四国、九州、東北等の地域の県が比較的高い免除率を示している(第7-2図参照)。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(5) 給付

拠出制国民年金における給付には、老齢、通算老齢、障害、母子、準母子、遺児、寡婦の七つの年金給付のほかに、死亡一時金の給付がある。

老齢年金及び通算老齢年金は、所定の保険料納付済期間又は、保険料免除期間を有する者が65歳に達したときに支給される。

老齢年金の額は、標準的な場合(保険料納付期間が25年の場合)、従来は2万4,000円(月額2,000円)であったが、41年の法改正により、6万円(月額5,000円)に引き上げられ、いわゆる夫婦一万円年金が実現した。

また、通算老齢年金の額も老齢年金に準じて引き上げられた。なお、これらの年金は、まだ制度が浅く、最短の受給要件とされている期間(最低10年)との関連で、現在のところ受給者は生じていない。

障害、母子、準母子、遺児の各年金は、最低1年間の保険料納付を受給の要件としているので、37年からその支給が開始されている。なお、障害年金については、支給対象となる障害の範囲は制度発足当初は、いわゆる外部障害のみに限られていたが逐次拡大され39年には結核および精神等の内部障害が加えられ、さらに41年の法改正により41年12月から、心臓、肝臓などの内臓障害等の内部障害が取り入れられ、これによりあらゆる障害がその対象となった。

41年の法改正は、また、同時に、年金額の大幅な引上げが行なわれ、障害、母子(準母子)年金(子供2人の場合)は、従来の2万4,000円が42年1月から6万円に、遺児年金は、従来の1万2,000円が42年1月から3万円にそれぞれ引き上げられ、今まで受けていた者も同月から引上げ後の額に増額されることとなった。

また、寡婦年金については、死亡した夫が老齢年金の受給資格期間を満たしていることが必要とされるのでまだ受給者は生じていない。

死亡一時金については、保険料納付期間3年以上を支給要件としており、39年度から支給が開始されている。

第7-7表 国民年金受給権者及び給付額の推移

	37年度	38	39	40	41
受給権者数	11,304	28,539	49,319	70,269	92,440
給付額(千円)	274,924	688,447	1,171,876	1,648,895	5,409,271

社会保険庁調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 国民年金

(6) 財政

国民年金においては、将来の給付に備えて、保険料収入を積立金として積み立て、国も保険料の拠出時において保険料額の1/2に相当する額を積み立てている。この国の負担割合は他の制度に比べて高く、また、免除された保険料についてもその額の1/2の国庫負担が行なわれている。

積立金の総額は、41年度末において2,532億円に達している。

このほか、国は国民年金の事務に要する経費を負担しているが、市町村における事務取扱いに必要な国の交付金は、市町村が現実に国民年金の事務執行に必要な費用に比べてまだ十分なものとなっていないため事務費交付金は、42年度において大幅な増額が行なわれた。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者及び年金額

国民年金制度の基本である拠出年金は、20歳以上60歳未満の国民を被保険者として一定期間以上の保険料の拠出を求め、老齢、障害、死亡という事故に対して年金給付を行なうこととしている。

ところで、被保険者のなかには、経済的に恵まれず保険料の免除を受け、そのため拠出制の年金給付に結びつかない者が生ずるし、また拠出年金制度の発足した当時、既に70歳以上の高齢者、既に身体に障害のある者、母子状態にある者などは、せつかく、国民年金制度ができて年金額給付による所得保障を受けられない者が存在することになる。

そこで、これらの人々をも広く国民年金制度に取り入れ、無拠出制の年金給付として、福祉年金を支給するという措置が考慮された。

すなわち、制度発足時に既に老齢、障害、母子の状態にある者に対する経過的福祉年金、また、保険料の納付不足により拠出年金に結びつかない人を救済する趣旨の補完的福祉年金である。これらは、年金給付としては両者に相違があるものではない。

福祉年金には、老齢、障害、母子及び準母子の4種類の年金があるが、これらは無拠出制の年金であり給付財源は国の一般会計によつてまかなわれているところから、拠出年金に比べて年金額も低く各種の支給制限の措置が設けられている。しかし、福祉年金の支給によつて、これまで公的な所得保障の対象外にあつた農業従事者等に対して、年金制度に対する認識を深めるという大きな役割を果たしてきたことは否定できないものがある。

年金額は、第7-8表のとおりで、いまだ十分といえる額ではないが、受給者の有力な生活のささえとなつている。

第7-8表 福祉年金額の引上経過

第7-8表 福祉年金額の引上経過

(単位：円)

	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
34. 11. 1 (制度発足時)	12,000	18,000	12,000	—
36. 4. 1	—	—	—	(創設)12,000
38. 9. 1	13,200	21,600	15,600	15,600
40. 9. 1	15,600	24,000	18,000	18,000
42. 1. 1	18,000	26,400	20,400	20,400

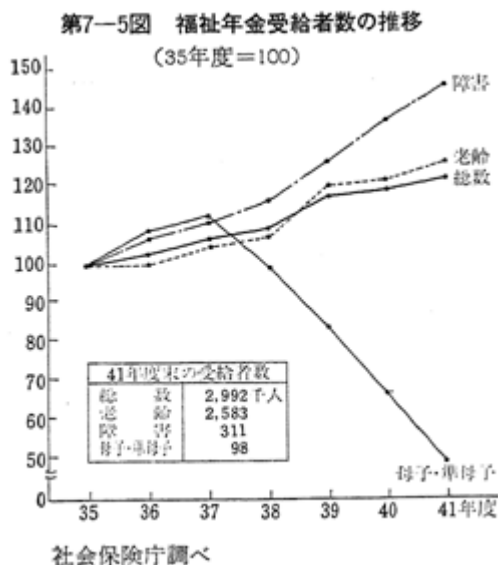
社会保険庁調べ

また、同表に示すとおり、年々の消費物価の上昇に対応して、その実質的価値を維持できるように制度発足以来これまでに3回にわたり年金額の引上げが行なわれている。

福祉年金を受けている者の総数は、昭和41年度末現在299万2,000人に達しているが、制度発足以来の推

移をみると、第7-5図に示すとおり母子福祉年金を除き逐次増加の傾向にある。特に障害福祉年金において顕著で、これは36年来毎年のように行なわれてきた国民年金法の改正による支給範囲の拡大、支給制限の緩和等福祉年金制度の改善によるところが少なくない。

第7-5図 福祉年金受給者数の推移

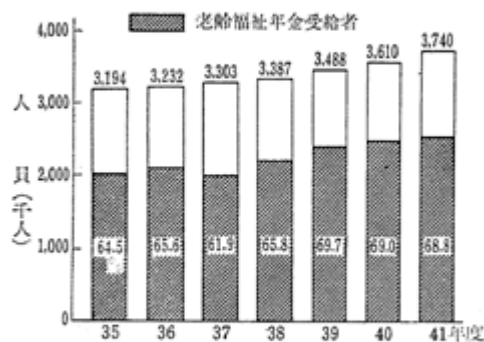


まず、老齢福祉年金についてみると、受給者は258万3,000人であるが、これは厚生省人口問題研究所の男女年齢別将来推計による70歳以上の人口のおおむね70%に相当している。

老齢人口は年々増加の傾向にあるから受給者もまだまだ増加していくはずであるが、過去においては、第7-6図にも示すとおり、必ずしも老齢人口の増加に比例していない。これは支給制限の緩和や年々の経済変動に伴う所得の多寡によつて受給者の数としてみた場合に少なからぬ変動があるからである。特に37年度において受給者が激減しているのは、この年に支給制限に該当した者が多数にのぼつたためである。なお、38年度以降は、扶養義務者の所得による支給制限の大幅な緩和と、公的年金と福祉年金との併給限度額(特に戦争公務による公的年金との併給限度額)を引き上げたことにより、受給者は増加の傾向をたどっている。

第7-6図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第7-6図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

(注) 受給者数は、各年とも10月末現在である。

障害福祉年金は、当初視聴覚障害及びし体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象として発足したが、その後支給要件の緩和や支給対象の拡大が行なわれ、39年8月に結核及び精神障害を、40年8月に

精神薄弱をその支給対象に加えた結果かなり顕著に伸びている。さらに41年12月に心臓機能障害や肝臓疾患、じん臓疾患、血液疾患などによる障害等すべての障害をその支給対象に加え、また事後重症制度を採り入れたので受給者は今後まだまだ伸びよう。

一方、母子、準母子福祉年金の受給者は急速に減少しているが、福祉年金の受給者については、その支給要件となる子、孫又は弟妹が成長して義務教育を終了したことにより、逐次失権していることと、37年以降拠出年金の支給が開始されたことによつて新たな事故については拠出制の母子、準母子年金が支給されることとなるためである。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(2) 支給制限

福祉年金は、全額国庫の負担によつて行なうところから国の財政事情もあり、また少ない財源でより効果的に所得保障を図ろうとする趣旨から、各種の支給制限規定が設けられている。

大別すれば、(ア)一定額以上の所得を有することによるもの、(イ)他の公的年金制度による給付を受けることができることによるもの、(ウ)夫婦がともに老齢福祉年金を受給していることによるものの三つに分けることができる。

昭和41年度末現在権利の裁定を受けている受給権者の数は343万3,000人を数えるが、支給制限の事由に該当して福祉年金の支給を停止されている受給権者は44万2,000人(約13%)である。このほか支給制限の事由に該当するであろうということで権利の裁定を受けていない潜在受給権者もかなりあるとみられている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(2) 支給制限

ア 所得制限

所得制限は、受給権者本人、その配偶者及び受給権者の民法上の扶養義務者の前者の前年における所得が一定限度額以上ある場合、その年の福祉年金の全額を支給停止するというものである。

この所得制限は、毎年6月福祉年金受給権者から所得状況届の提出を求め、市町村の審査を経て都道府県知事が決定する。

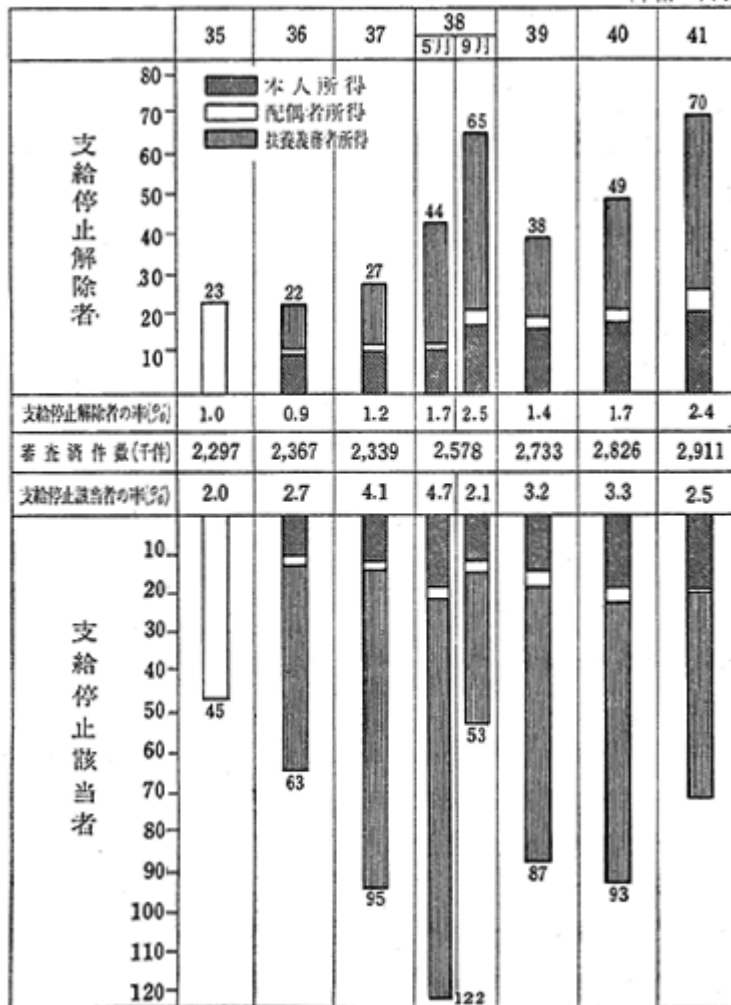
受給権者個々にみれば毎年の所得に変動があるから各年の支給停止該当者と支給停止解除者との間に入りがあるわけでその状況を示したのが第7-7図である。41年度においては、同年9月30日までに、291万1,000人の受給権者が所得状況届を提出して審査を受けた結果、このうち2.5%に相当する7万2,000人は所得額が限度額を上回っていることによつて同年5月以降の年金の支給を停止され、また2.4%に相当する7万人は前年度に支給停止を受けていたが41年度には所得が限度額以下であることにより年金を支給されることになったものであるが、支給停止該当者と支給停止解除者との比率が100に近く、受給者の絶対数は、均衡状態を示している。

所得制限の限度額は、毎年所得税法、地方税法の改正に伴つて引き、上げられるほか、国民一般の所得の伸びを考慮して引上げを図つてきているが、制度発足以来の推移を示すと第7-9表のとおりである。しかし、逐年の審査結果によると、所得制限にかかる支給停止者は漸増の傾向にあるので、受給権者の実態に即した緩和措置が望まれる。

第7-7図 所得制限該当者・解除者の推移

第7-7図 所得制限該当者・解除者の推移

(単位：千人)



社会保険庁調べ
 (注) 審査件数は38年度以前は9月20日現在, 39年度以降は9月30日現在である。

第7-9表 福祉年金の支給を停止されることとなる所得額の変遷

第7-9表 福祉年金の支給を停止されることとなる所得額の変遷

(単位：千円)

	34年度	35	36	37	38		39	40	41
					5月	9月			
本人所得	130	130	130	150	150	180	200	220	240
加算額	15	15	30	30	30	30	30	40	40
配偶者所得	非課税 限度額	同左	*	*	*	*	*	*	扶養義務 者所得に 同じ
扶養義務者所得 (扶養親族5人の 場合)	収入金額 で	同左	*	*	*	*	*	*	*
	500	500	500	500	500	600	654	716	817

社会保険庁調べ

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(2) 支給制限

イ 公的年金給付との併給制限

公的年金受給による支給制限は、恩給、扶助料、厚生年金保険など他の公的年金制度から年金による保障を受けている者に対して福祉年金の支給を制限するというものである。すなわち、公的年金給付を一定の額(公的年金が戦争公務によるものであるときは制限限度額10万2,500円、その他一般年金であるときは2万4,000円)以上に受けることができるときは、福祉年金の全額を支給停止することとされ、公的年金の額がこの制限限度額を下回る額であるときには、福祉年金の額の範囲内で制限限度と公的年金の額との差額を併給するというものである。

福祉年金と公的年金との併給者は、41年9月末現在43万9,000人で、その96%は軍人関係の公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族年金など戦争公務による恩給年金の受給者である。また、福祉年金を全額併給される者はわずかに7万2,000人に過ぎず、残りの36万6,000人は差額併給者(一部支給停止者)である。

福祉年金と公的年金との併給調整を行なうためには現に受けている公的年金の額を正確かつ迅速には握しなければならない。そのためには、福祉年金受給者が公的年金受給の事実を早く正しく届出なければならないが、福祉年金受給者の特性からこれを期待することが困難である。このため他の公的年金制度を管掌する諸機関にも資料提供等の協力を求めなければならないこと、また、福祉年金併給受給者の大半を占めている軍人の公務扶助料及び遺族年金受給者などは年金額の引上げが年々行なわれるため、その都度該当者から国民年金証書の提出を求めて新たに併給額の再計算を行なわなければならないことなど、裁定庁(都道府県)における事務量も年々増加の現状にある。加うるに、今後の公的年金受給者の増加に伴う事務量などを考えるとき、併給制度のあり方についての検討が望まれる。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(2) 支給制限

ウ 夫婦受給制限

夫婦受給制限については、夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならない義務があることから、夫婦がともに老齢福祉年金を受けている間は、共同生活費のうち、共通部分として、それぞれの年金額のうち、3,000円を減額して支給することになっている。

ただし、所得制限、公的年金受給制限などによつて、老齢福祉年金の支給が停止されるときは、夫婦受給制限の適用はない。

なお、41年12月までは、夫婦の一方が老齢福祉年金を、他方が障害福祉年金を受給している場合にも、夫婦受給制限による減額措置がとられていたが、これは障害者を有する家庭の生活実態を考慮し撤廃された。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

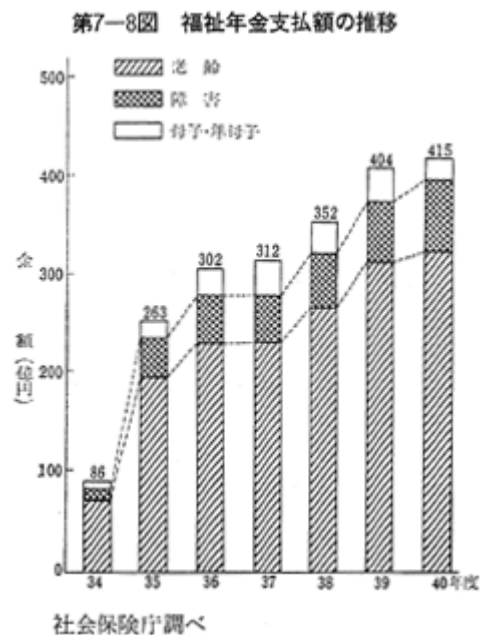
2 福祉年金

(3) 給付費

福祉年金は、毎年1月、5月、9月を支払期月としてその前月までの分を受給者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は、全額国庫負担で、毎年度一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。制度が発足以来40年度末までに約2,134億円が支払われたが、これを年度別及び年金種別にみると第7-8図のとおりで、受給者の自然増加及び年金額の引上げなど制度の内容改善によつて毎年増加している。

第7-8図 福祉年金支払額の推移



第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 被保険者

厚生年金保険への加入については、健康保険の場合と同じで、原則として強制加入のたてまえをとっており、会社、工場、鉱山、商店などのうち常時5人以上の従業員を使用している事業所に勤務している者は、当然に厚生年金保険に加入しなければならないこととなつている。

強制加入者の範囲は、健康保険の場合と全く同じである。

厚生年金保険への加入のほか、サービス業、農林漁業及び5人未満の従業員を使用する事業所などの事業主が従業員の1/2以上の同意を得たうえで都道府県知事の認可を受けて、その事業所の従業員全員が加入する任意包括加入、個人の希望により事業主の同意を得たうえで都道府県知事の認可を受けて加入する任意単独加入及び被保険者期間が10年以上ある者が退職した場合であつて、老齢年金を受けるのに必要な被保険者期間を満たしていないときに、都道府県知事に申し出て加入を継続する任意継続加入の三つがある。

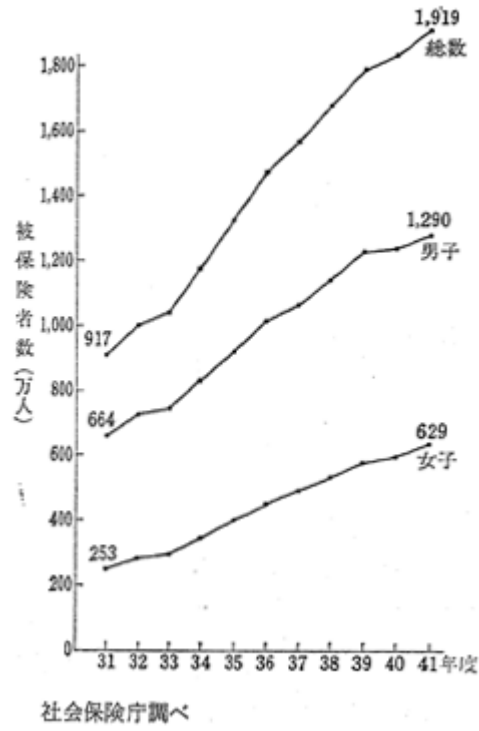
なお、厚生年金基金の設立事業所に使用される者は特別の場合を除き、厚生年金基金の加入員になると同時に厚生年金保険の被保険者となることになつている。

これらの被保険者は、性別、従事する作業の種類及び厚生年金基金の加入員であるかどうかによつて、第1種被保険者(一般男子)、特例第1種被保険者(厚生年金基金加入の一般男子)、第2種被保険者(女子)、特例第2種被保険者(厚生年金基金加入の女子)、第3種被保険者(坑内夫)、特例第3種被保険者(厚生年金基金加入の坑内夫)及び第4種被保険者(任意継続)に類別されている。

被保険者数は、第7-9図で見るとおり、毎年増加の傾向をたどつている。

第7-9図 厚生年金保険被保険者数の推移

第7-9図 厚生年金保険被保険者数の推移



第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(2) 標準報酬及び保険料

厚生年金保険における保険給付の額及び保険料は被保険者の標準報酬月額を基礎として算出されることになっている。

この標準報酬月額は、最低額を7,000円、最高額を6万円とし、この間、第1級から第23級までの等級に区分されている。

厚生年金保険の給付に要する費用は、被保険者と事業主がそれぞれ折半して負担する保険料及び国庫負担によつてまかなわれている。

保険料は、保険給付の額とともに支出面での保険給付の予想額、収入面での積立金の運用利子及び国庫負担の予定額に照らして5年目ごとに再計算が行なわれることになっている。現行の保険料率は、39年において再計算されたものであるが、保険給付の大幅な引上げに見合う保険料の引上げを直ちに行なうことは諸般の事情から困難であつたため、当分の間の保険料として、第1種被保険者55/1,000、特例第1種被保険者31/1,000、第2種被保険者39/1,000、特例第2種被保険者19/1,000、第3種被保険者67/1,000、特例第3種被保険者31/1,000、第4種被保険者55/1,000と定められている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

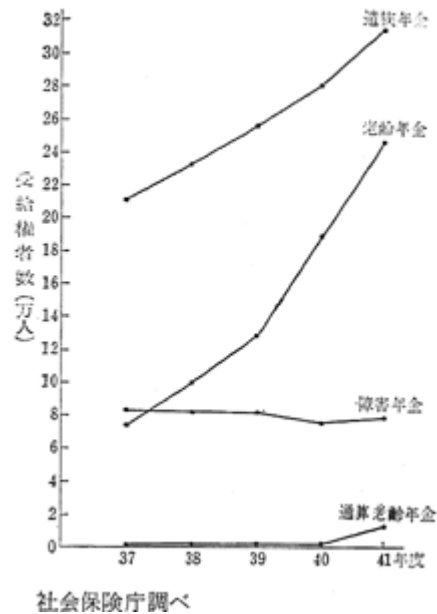
(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金及び遺族年金の年金給付と障害手当金及び脱退手当金の一時金給付とがある。

これらの保険給付の給付状況は次のとおりであり、これを図示すると第7-10図及び第7-11図のとおりである。

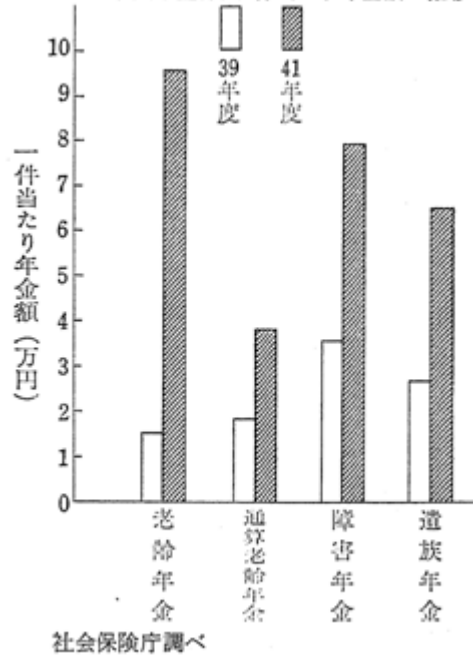
第7-10図 厚生年金保険年金受給権者の推移

第7-10図 厚生年金保険年金受給権者の推移



第7-11図 厚生年金保険1件当たり年金額の推移

第7-11図 厚生年金保険1件当たり年金額の推移



第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(3) 保険給付

ア 老齢年金

41年度末における老齢年金の受給者数は、25万9,239人で、5年前の37年度末の7万8,480人に比べて約3.3倍に達しており、毎年25%から30%の増加を示しているが、これは制度発足から20余年を経過してようやく成熟期を迎えたことを物語るものである。ちなみに9年後の50年の受給権者数を推定すると、現在の約4倍の受給者を見ることになる。

一方、年金額についてみると、41年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、9万3,887円で、40年5月に行なわれた法改正前の4万3,028円と比べると約2.2倍になっている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(3) 保険給付

イ 通算老齢年金

41年度末における通算老齢年金の受給者数は1万7,605人となっており、この制度が設けられた36年以来着実な伸びを示している。

一方、年金額についてみると、41年度末における受給者1人当たりの平均年金額は3万9,682円となっている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(3) 保険給付

ウ 特例老齢年金

特例老齢年金は、被保険者期間1年以上を有する者が、老齢年金又は通算老齢年金の受給資格期間を満たしていないが、旧令共済組合の組合員期間と通算して20年以上あつて退職した場合60歳から(現に被保険者である場合には65歳)支給される。

この年金給付は40年5月の法改正によつて創設されたものであるため、現在のところ受給者はほとんどいない。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(3) 保険給付

工 障害年金、障害手当金

職務上の事由による障害年金については、41年2月1日以後は、40年6月の労働者災害補償保険法の改正により、従来の6年間の支給停止がなくなり受給権発生と同時に支給されることとなった。

41年度末における障害年金の受給者数は、7万9,198人であるが、これらは、おおむね被保険者数に比例して増加する程度であり著しい増加率は示していない。

一方、年金額についてみると、41年度末における受給者1人当たりの平均年金額は7万8,471円で、40年5月に行なわれた法改正前の3万4,711円と比べると約2.3倍になっている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(3) 保険給付 才 遺族年金

職務上の事由による遺族年金については、障害年金と同様41年2月1日以後は、労働者災害補償保険法の改正により従来の6年間の支給停止がなくなり受給権発生と同時に支給されることとなった。

41年度末における受給者数は、32万1,881人で、5年前の37年度の21万5,503人の約1.5倍に達しており、毎年20%から25%の増加を示しているが、これらは、老齢年金の受給者数や被保険者に比例して増加するものである。

41年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、6万3,540円で、40年5月に行なわれた法改正前の2万6,366円と比べると約2.4倍となっている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(4) 年金給付の支払金融機関別支払状況

年金の支払については、毎年2月、5月、8月及び11月の4期にそれぞれ前月分までを支払うことになっているが、41年2月期からは全受給者に対して、受給者の指定した銀行又は郵便局へ直接送金する方式を実施し、銀行と郵便局がほぼ半々に利用されている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と保険事業の運営に要する事務費に大別される。前者は、その約80%を保険料と積立金から生ずる利子収入でまかない、残りの約20%を給付を行なう際に国庫が負担し、後者は、その全額を国庫が負担している。その財政収支状況は、第7-10表のとおりである。

第7-10表 厚生年金保険収支状況

第7-10表 厚生年金保険収支状況

(単位：千円)

	36年度	37	38	39	40
収入総額	136,687,442	166,574,903	196,925,115	232,010,895	385,227,014
保険料	101,771,185	122,206,985	141,442,511	163,687,595	297,369,048
国庫負担金	3,118,206	3,665,954	4,296,449	4,960,034	8,135,733
事務費	1,217,697	1,493,719	1,788,801	2,088,217	2,468,475
給付費	1,900,508	2,172,234	2,507,648	2,871,816	5,667,258
利子	31,321,656	39,841,881	50,261,473	62,192,014	78,447,335
積立金より受入	—	—	—	—	—
その他の収入	476,395	860,084	924,682	1,171,252	1,274,898
支出総額	14,403,696	16,921,252	21,052,688	22,446,668	42,823,082
保険給付費	12,233,707	14,105,212	16,269,416	18,196,467	37,618,959
事務費	1,595,820	1,863,050	2,301,080	2,673,927	3,175,377
福祉施設費	554,899	832,823	1,051,284	1,527,094	1,981,280
その他の支出	19,270	120,167	1,430,908	49,180	47,465
収支差引剰余金	122,283,746	149,653,651	175,872,428	209,564,227	342,403,932
翌年度へ繰越	353,778	358,737	556,025	454,789	630,707
積立金へ繰入	121,929,967	149,294,915	175,316,402	209,109,437	341,773,225
年度末現在積立金	444,018,145	565,948,112	715,243,027	850,559,429	1,099,668,866

資料：社会保険庁「事業年報」

(注) 1 「事業費」は厚生保険特別会計の年金勘定から予算定員数等により推計したものである。

2 「積立金へ繰入」は、当該年度の決算の結果、翌年度において積立てられる額である。したがって、当該年度の「年度末在現積立金」は前年度分までの積立金の総額である。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(6) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほかに被保険者や受給者のために次のような福祉施設を設けている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(6) 福祉施設

ア 厚生年金病院

被保険者に対し、高度の医療を提供するための総合病院が東京、大阪、北九州に、整形外科を主体とした病院が登別(北海道)、湯河原(神奈川)、玉造(島根)に、また、成人病及び慢性疾患専門の病院が湯布院(大分)に設置されている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(6) 福祉施設

イ 厚生年金会館

被保険者のための文化的総合施設としてホール、会議室、結婚式場、各種学園、ホテル、食堂、娯楽室などを有する厚生年金会館が東京にあり、ホテルを主体とした厚生年金会館が湯河原に設置されている。また大阪にも東京と同程度の規模を有する厚生年金会館の建設が進められている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(6) 福祉施設

ウ 厚生年金老人ホーム

老齢年金受給者等を対象とした有料の厚生年金老人ホームは、41年4月に大宮、奈良、別府がそれぞれ開設し、函館、福島、長野、熱海、姫路、広島、高松、北九州及び長崎とあわせ計12になった。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(6) 福祉施設

工 体育施設

被保険者のための総合運動場として、野球、テニス、バレー、陸上競技(運動会)、プール、ゴルフ練習などの設備を有する東京スポーツセンターがある。また、西宮にも東京の施設より大規模なものの建設が進められており、41年の夏から一部公開されている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(7) 厚生年金基金

ア 制度の創設

厚生年金基金制度は、昭和40年6月施行の厚生年金保険法の一部を改正する法律によつて、わが国において全く新しい仕組みの公的年金として誕生したものである。

この基金制度の創設については、労使の意見が対立し、また国会における同法案の審議の段階においても与野党において大いに議論された経緯もあり、同法成立後においてこの基金制度の実施上の諸問題につき厚生大臣の諮問機関である社会保険審議会の厚生年金保険部会において慎重な審議が行なわれ、41年10月1日から実施された。

この基金制度は、一定の基準のもとに、民間企業又は一定の職域を単位として特別法人たる「厚生年金基金」の設立を認可し、基金の行なう年金給付の支給に厚生年金保険の老齢年金又は通算老齢年金のうち報酬比例部分の代行を認めることによつて、厚生年金より高水準の年金を支給することをその趣旨としているものである。

基金は、常時1,000人以上の被保険者を使用する事業主の申請によつて厚生大臣の認可を受けることによつて設立をすることができる。また事業主が共同して設立するみちもひらかれている。

42年4月1日現在における基金数は163であり、その加入員数は57万6,907人である。

1事業主による設立は78基金で、共同による設立は85基金である。

企業の業態別及び規模別にみた基金の設立の状況は、第7-11表及び第7-12表のとおりである。

第7-11表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第7-11表 企業業態別厚生年金基金設立状況

(42年4月1日)

	基金数	加入員数	1基金当たり 加入員数
水産業	1件	1,326人	1,326人
建設業	4	9,360	2,340
食料品製造業	11	32,593	2,963
繊維工業	20	79,160	3,953
木製品業	2	5,146	2,573
化学工業	17	56,859	3,345
金属工業	9	29,988	3,332
機械器具製造業	24	58,557	2,440
その他の製造業	2	4,247	2,124
卸売小売業	30	110,312	3,677
金融業	18	131,347	7,297
運送業	20	48,068	2,403
サービス業	5	9,944	1,989
計	163	576,907	3,539

厚生省年金局調べ

第7-12表 企業規模別厚生年金基金設立状況

第7-12表 企業規模別厚生年金基金設立状況

企 業 規 模	基 金 数
1,000人以上 2,000人未満	77件
2,000 ~ 3,000	37
3,000 ~ 4,000	19
4,000 ~ 5,000	10
5,000 ~ 6,000	2
6,000 ~ 7,000	3
7,000 ~ 8,000	2
8,000 ~ 9,000	4
9,000 ~ 10,000	0
10,000 ~ 20,000	7
20,000 ~ 30,000	1
50,000人以上	1

厚生省年金局調べ

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(7) 厚生年金基金

イ 厚生年金基金の仕組み

基金の加入員は、基金を設立している厚生年金保険の適用事業所に使用されている被保険者であり、強制加入のたてまえをとっている。

したがって、加入員は必ず同時に被保険者であるとともにその資格の取得及び喪失の時期は、被保険者の取扱いと同様である。

基金が支給する年金給付及び掛金の額の算定の基準の一つに原則として標準給与を用いることとなっている。標準給与の基礎となる給与及び標準給与の決定方法等は標準報酬の例によることが原則であるが、給与の範囲については、厚生大臣の承認を受けて異なつた給与の範囲とすることができる。なお、標準給与の下限は7,000円であるが上限については6万円以上11万円までとすることができる。

掛金は、厚生年金保険の保険料に見合うものであり、基金が支給する年金給付及び一時金たる給付に関する費用にあてるため、基金は設立事業主から掛金を徴収するものとなっている。掛金の額は、厚生年金保険の免除保険料率相当額以上のものでなければならない。

また、掛金の額の負担割合は、事業主と加入員との折半を原則としているが、厚生年金保険の免除保険料に相当する部分をこえる部分の掛金については、各基金において、適宜事業主負担を増大することが認められている。

なお、掛金の額の再計算は、厚生年金保険の場合と同様に少なくとも5年目ごとに行なうこととし、(設立後第1回目の再計算は特に3年後としている。)毎事業年度の決算の結果大幅な剰余金又は不足金を生じたときは、その都度行なうことになっている。

また、年金給付に要する費用については、掛金のほか、年金給付のうち厚生年金保険の報酬比例部分相当部分(代行部分)に対して政府管掌の場合と同程度の国庫負担が行なわれる仕組みとなっている。

基金が行なう業務は、法定給付と任意給付の二通りがある。法定給付とは、老齢年金又は通算老齢年金の報酬比例部分の代行として行なわれる年金給付の支給であり、任意給付とは、脱退又は死亡を保険事故とする一時金たる給付の支給である。

年金給付については、老齢年金の報酬比例部分相当額を必ず上回る額を支給することが絶対的要件とされている。つまり、報酬比例部分相当額にプラス・アルファのある年金が支給されるものであり、基金の設立要件の一つにこのプラス・アルファが給付原価で3割程度以上が確保されていなければならないこととなっている。

その他支給開始年齢、支給停止の事由等においても老齢年金の場合より不利にならないものであることが要件である。

また、政府管掌から老齢年金が支給される場合には、必ず基金から年金給付の支給が行なわれる。プラス・アルファ階層別基金数は第7-13表のとおりである。

基金は、長期性の年金事業を行なうものであるので当然財政的にも健全でなければならず、その財政方式は、事前積立方式によつてゐる。また、この場合における責任準備金の額は、厚生年金保険の保険料ベースによつて算出された政府管掌相当の責任準備金を常に上回るものであることが要請されている。

第7-13表 プラス・アルファ階層別厚生年金基金数

第7-13表 プラス・アルファ階層別厚生年金基金数
(42年4月1日)

プ ラ ス・ア ル フ ァ 階 層	基 金 数
30 % 以 上 ~ 40 % 未 満	87
40 ~ 50	27
50 ~ 60	10
60 ~ 70	7
70 ~ 80	3
80 ~ 90	5
90 ~ 100	5
100 ~ 200	13
200 ~ 300	4
300 以 上	2

厚生省年金局調べ

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(7) 厚生年金基金

ウ 厚生年金基金連合会

基金の中途脱退者(加入員であつた期間が15年未満の者)の年金給付を一元的に処理することにより受給者及び基金の便宜を図るための機関として厚生年金基金連合会が42年2月10日から発足した。

この連合会は全国を通じて1つであり、基金からの中途脱退者に係る年金給付の支給義務の移転の申出により、当該年金給付の原資の交付を受け、これによつて継承した中途脱退者に対する年金給付の支給を主たる業務とし、そのほか基金の事業の健全な発展を図るための指導、連絡等の附帯業務を行なうこととしている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

船員保険制度には、被保険者である船員の老齢、廃疾、死亡等に関し、本人又はその家族に対し年金又は一時金としての給付をするいわゆる年金給付部門がある。

この制度が、総合的社会保険といわれるゆえんは、疾病給付部門、失業給付部門及び年金給付部門の3部門を有しているからである。

船員保険の年金給付には、二つの性格のものがある。一つは所得保障的なものであり、他の一つは災害補償的なものである。前者は、厚生年金保険と同様のものであり、後者は、船員法に規定された船主の災害補償責任を肩代りするもので、いわば労働者災害補償保険と同様のものである。このため、発生した保険事故が、職務上の事由によるものか職務外の事由によるものかの区別が必要とされ、また、その区別に応じての保険給付の支給要件等に相違がみられる。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

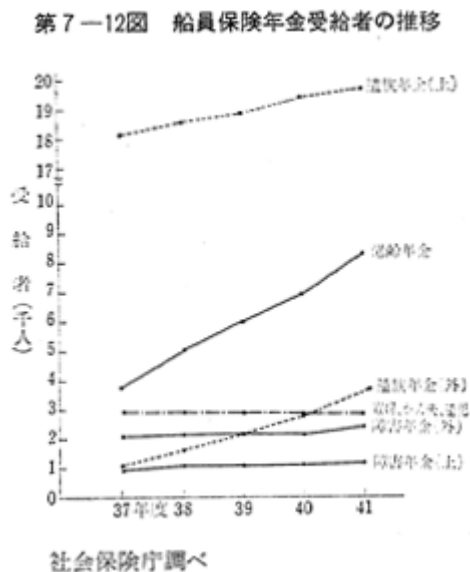
4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要

年金給付の種類としては、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金の各年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、脱退手当金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金の各一時金の給付がある。

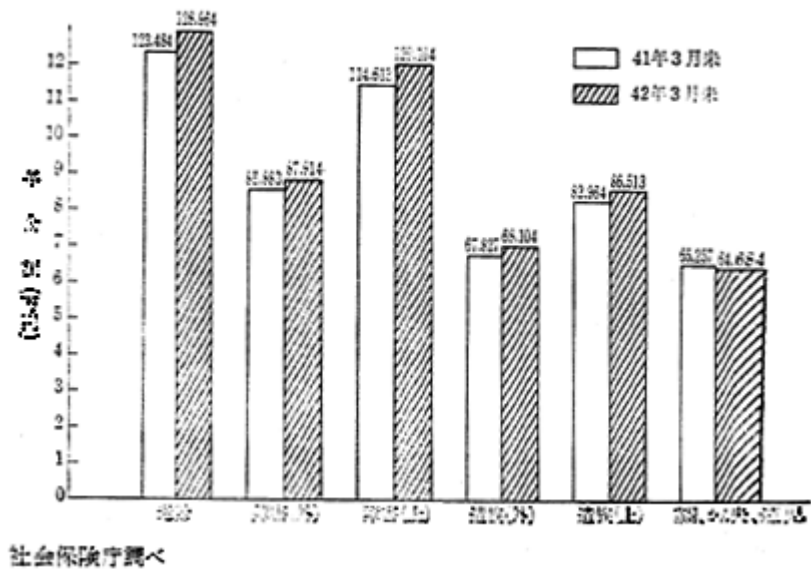
これらの年金給付のうち、おもなものの給付状況は次のとおりであり、これを図示すると第7-12図及び第7-13図のとおりである。

第7-12図 船員保険年金受給者の推移



第7-13図 船員保険年金受給者1人当たり年金額

第7-13図 船員保険年金受給者1人当たり年金額



第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要

ア 老齢年金

41年度における老齢年金の受給者数は、8,060人である。31年度末では、わずかに585人であつた受給者が、年々10%ないし20%ずつ増加して10年後の41年度末にはその13.8倍にもなつたのは、老齢年金を受けるのに必要な加入期間を満たす者がふえてきたことによるものである。と同時に、40年6月から、いわゆる在職老齢年金の制度が設けられたことも、受給者数の増加の一因となつていることとして看過することはできない。

一方、年金額についてみると、41年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、12万8,964円で、前年度と比べると4%の増加にすぎないが、前々年度末の5万7,432円と比べると2.2倍になつている。このように40年度になつて急激に増加したのは40年5月に、年金額の定額の部分が2.5倍、報酬に比例する部分が1.7倍に引き上げられたためである。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要

イ 障害年金

41年度における障害年金の受給者数は、職務外の傷病によるものについては2,321人であり、職務上の傷病によるものについては1,130人である。これらは、おおむね被保険者数に比例して増加している程度であつて、著しい増加はみられない。

これに対し、41年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、職務外の傷病によるものについては8万7,914円で、これは前年度と比べると2%の増加であるが、前々年度と比べると1.5倍に当たつている。

この年金額の伸びは、40年5月の老齢年金額の引き上げに伴い、職務外の傷病による障害年金額も引き上げられたことによるものである。また、職務上の傷病によるものについては、12万0,104円であり、これは前年度の5%増加であるが前々年度と比べると1.8倍になつている。

この伸びも陸上制度における労働者災害補償保険法の改正にあわせて、41年2月から職務上の傷病による障害年金額の引き上げが行なわれたことによるものである。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要

ウ 遺族年金

41年度末における遺族年金の受給者数は、職務外の死亡によるものについては、3,492人であり、職務上の死亡によるものについては、1万9,578人である。前者については、毎年20%ないし30%程度ずつ増加しており、後者については、毎年2%ずつ増加している。これらは、老齢年金の受給者数や被保険者数に比例して上昇するものである。

41年度末における受給者1人当たりの平均年金額は、職務外の死亡によるものについては6万8,104円であり、これは前年度の0.4%の増加にすぎないが、前々年度と比べると2.4倍である。

40年5月の老齢年金額の引き上げに伴い、職務外の死亡による遺族年金についてもその額が大幅に引き上げられた。

また、職務上の死亡によるものについては、8万6,512円であり、これも障害年金の場合と同様労働者災害補償保険法の改正にあわせて、41年2月から、職務上の死亡による遺族年金額が引き上げられた結果、このような年金額になつたのである。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要

Ⅰ 行方不明手当金

被保険者が、航行中に行方不明になったときは、船員保険では3か月を経過しなければ死亡の推定をして遺族年金などが支給されないので、その間の家族の生活を保障することを目的として、この制度が設けられたものである。41年度において、行方不明手当金を支給した件数は、275件、金額は2,644万円であり、1件当たりの金額は9万6,157円となっている。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(1) 年金給付の概要 オ その他

その他の給付のおもなものについては、次のとおりである。

41年度において障害手当金の支給を受けた者は、職務外によるものについては45人、職務上によるものについては1,305人であつて、前年度と比べても著しい上昇はみられない。

一方、受給者1人当たり手当金額は、職務外によるものについては16万7,379円、職務上によるものについては24万8,095円であつて、前年度と比べると約5%の上昇である。

被保険者が、職務上の原因で死亡したとき、遺族年金を受ける遺族がいない場合は、一定の要件を満たしている者に遺族一時金が支給される。

41年度において、遺族一時金を受けた者は219人であり、受給者1人当たりの額は106万9,315円である。遺族一時金の受給者数は、海難事故の発生度にほぼ比例して増減する。

老齢年金を受けるのに必要な加入期間を満たさないで船員保険を脱退する者に、脱退手当金が支給される。脱退手当金の受給者数は、年々減少の傾向にあり、41年度においては137人にすぎない。これは公的な各種の年金制度を通算して、老齢年金が支給されるように制度が改められたことなどが影響してきているものである。脱退手当金の受給者1人当たりの額は、41年度においては2万3,252円である。

第7章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

(2) 年金給付の支払方式の改善

41年11月から、従来、都道府県で窓口払または遠隔地への送金払の方法によつて行なつていた年金給付の支払方式が改善された。これは年金受給者の利便を図るため、社会保険庁で一元的に年金給付の支払をしようとするもので、電子計算機を使用して受給者の指定した銀行の預金口座又は郵便局へ直接送金されることになる。

第7章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

1 厚生年金保険と国民年金積立金の現状

厚生年金保険及び国民年金制度は、老齢による所得の喪失を保障することを主たる目的としており、この制度の発足時にはそれほどに年金給付のための原資を必要としないものであるが、年数を経るにしたがい巨額の原資が年金給付のために必要となってくる。

この膨大な経費を年金財政上どのように措置するかということが、年金制度における財政方式として重要な問題であり、厚生年金保険及び国民年金においては、このため積立方式を採用しているところである。

この積立方式とは、将来における年金給付の必要額をまかなうために必要な保険料を定め、この保険料によつて将来の給付に備えようとするものであり、これらの保険料の集積が、厚生年金保険及び国民年金の積立金である。

この積立金の額は、厚生年金保険においては、40年度末で1兆4,414億円であり、41年度末には1兆8,593億円に達している。また国民年金においては、40年度末で1,946億円であり、41年度末には2,532億円である。

両年金制度における36年から41年までの年金積立金の状況は、第7-14表のとおりである。

第7-14表 厚生年金保険・国民年金積立金累積状況

第7-14表 厚生年金保険・国民年金積立金累積状況
(単位：億円)

	厚生年金保険		国民年金	
	当該年度分	累 計	当該年度分	累 計
36年度	1,219	5,659	305	305
37	1,493	7,152	340	645
38	1,753	8,905	399	1,044
39	2,091	10,996	431	1,475
40	3,418	14,414	471	1,946
41	4,179	18,593	586	2,532

厚生省年金局調べ

第7章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

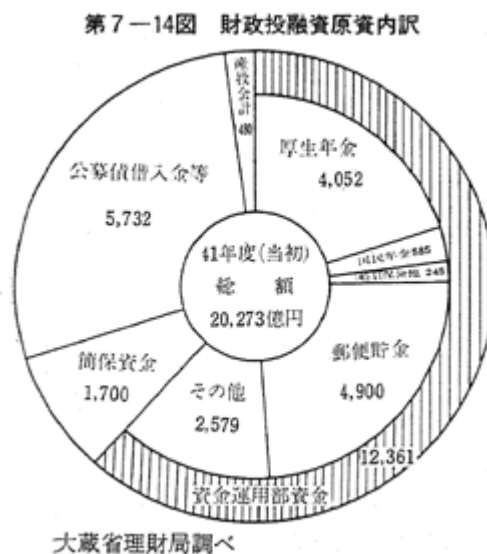
2 年金積立金の運用の概要

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、現在、大蔵大臣の管理する資金運用部に預託されている。

資金運用部には、厚生年金保険及び国民年金の積立金のほか、郵便貯金をはじめ他の特別会計の積立金なども預託されており、これらは、政府資金として国の財政投融資計画を通じて運用されている。

41年度における国の財政投融資計画は、当初計画額2兆0,273億円である。この財政投融資計画の原資は第7-14図のとおりであり、資金運用部資金は1兆2,361億円と財政投融資計画額の61%を占め、財政投融資の原資の大半をまかなっている。

第7-14図 財政投融資原資内訳



次に、資金運用部資金の内訳をみると厚生年金保険及び国民年金の原資(41年度に新たに預託される額)は、合計4,637億円であり、資金運用部資金の38%を占めている。

なお、この4,637億円には、40年度以前の積立金で既に投融資された額のうち、41年度中に回収されたものが再び資金運用部資金として投融資される額は含まれておらず、この額を加えると厚生年金保険などの原資の占める割合は、さらに大きいものとなる。

以上のように、厚生年金保険及び国民年金の積立金は郵便貯金積立金とともに資金運用部資金の中核的存在である。

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、その運用に当たって国の財政投融資計画を通じて、他の政府資金とともに運用されていることは既に述べたとおりであるが、この年金資金の性格は、将来の年金給付のために被保険者などから強制的に徴収された保険料の集積であることにより、その運用にあたっては、次のような点に特に配慮が加えられている。

すなわち、年金資金の運用にあつては、国民生活の安定向上に直接役だつ分野(住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業)に最重点を置き年金資金をあてることとし、残余については国民生活の安定向上の基盤となる分野(国土保全・災害復旧、道路、運輸通信、地域開発)に限つて年金資金をあてることとされている。特に、このうち毎年度資金運用部に新たに預託される増加見込額の25%相当額は、厚生年金保険還元融資、国民年金特別融資(以下「還元融資」、「特別融資」という。)として、被保険者などの生活向上に直接寄与する分野にあてられることになつている。

41年度当初の国の財政投融资の用途別分類表における年金資金等の状況は第7-15表のとおりである。

国民生活の安定向上に直接役だつ分野である住宅、生活環境整備、厚生福祉施設などに3,875億円が使われ年金資金等の総額4,882億円の79%に相当しており、また、残余の1,007億円は、国土保全・災害復旧、道路などに使われている。なお年金資金等のうち、厚生年金保険、国民年金資金の占める率は、95%に当たつている。

第7-15表 財政投融资用途別分類表

第7-15表 財政投融资用途別分類表(当初計画)

(41年度)

(単位:億円)

	産投会計 計出資	資金運用部資金			簡資	保金	公募債 借入金 等	財投合計
		年金資 金等	郵便貯 金等	小計				
合計	430	4,882	7,479	12,361	1,700	5,732	20,273	
(1) 住宅	—	901	789	1,690	240	1,311	3,241	
(2) 生活環境整備	1	775	582	1,357	222	753	2,333	
(3) 厚生福祉施設	—	532	77	659	—	—	659	
(4) 文教施設	—	210	278	488	220	—	708	
(5) 中小企業	2	825	1,092	1,917	225	360	2,504	
(6) 農林漁業	—	532	769	1,351	30	—	1,381	
(1)~(6) 小計	3	3,875	3,587	7,462	937	2,424	10,826	
(7) 国土保全・災害復旧	—	267	353	620	97	—	717	
(8) 道路	—	95	125	220	318	1,148	1,686	
(9) 運輸通信	50	344	455	799	234	1,614	2,697	
(10) 地域開発	20	301	398	699	90	406	1,215	
(7)~(10) 小計	70	1,007	1,331	2,338	739	3,168	6,315	
(11) 基幹産業	37	—	1,336	1,336	24	140	1,537	
(12) 輸出振興	370	—	1,225	1,225	—	—	1,595	

大蔵省理財局調べ

(注) 1 開発銀行、地方公共団体等あらかじめ用途別に配分することが困難なものについては、実績などを基礎として比例配分した。

2 年金資金等には、厚生年金保険、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規増加分を計上した。

3 本表は計数整理の結果異動することがある。

第7章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

3 還元融資、特別融資

還元融資及び特別融資の資金枠は、毎年度資金運用部に預託される増加見込額の25%相当額であるとは、既に述べたところである。

この還元融資、特別融資は、被保険者などの福祉の増進に直接寄与する施設である住宅・病院・清掃事業などの生活環境整備にあるいは会館・体育施設・社会福祉施設などの厚生福祉施設に融資されるものである。

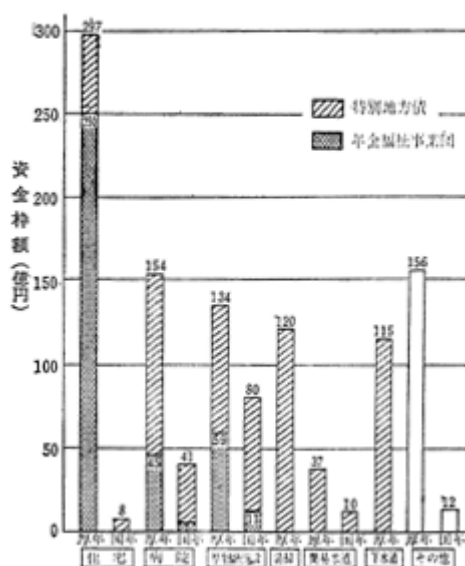
これらの施設の設置、整備に対する融資は、民間向けとして、厚生年金保険適用事業主、船舶所有者及び社会福祉法人などが整備する場合は、年金福祉事業団を通じて行なわれる。

また、地方公共団体向けとして、都道府県、市町村などの地方公共団体が行なう場合は、特別地方債として行なわれる。なお、この他に医療金融公庫、社会福祉事業振興会、公害防止事業団、国立病院に対し、その所要資金の全部又は半額に還元融資、又は特別融資の資金があてられている。

41年度における還元融資及び特別融資の資金枠は第7-15図のとおりであり、還元融資及び特別融資の主要な部分を占める年金福祉事業団、特別地方債の概要は次のとおりである。

第7-15図 還元融資・特別融資資金枠内訳

第7-15図 還元融資・特別融資資金枠内訳
(41年度)



厚生白書(昭和41年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第7章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

3 還元融資、特別融資

(1) 年金福祉事業団

年金福祉事業団は、厚生年金保険、国民年金、船員保険の被保険者などのための福祉施設の設置及び整備をしようとする事業主、各種法人などに、長期かつ、低利の融資を行なうため、36年に年金福祉事業団法に基づいて設立された特殊法人である。融資の対象となる施設は、住宅、病院、厚生福祉施設(休養施設,体育施設,教養文化施設など)である。

貸付けの相手方は、厚生年金保険適用事業主、船舶所有者、中小企業協同組合、消費生活協同組合、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人などである。

資金枠は、事業団発足当初は110億円であつたが、41年度は370億円に達し、41年度末の貸付残高は1,400億円をこえるものと予定されている。

第7章 年金制度

第3節 年金積立金の運用

3 還元融資、特別融資

(2) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村などの地方公共団体が、厚生年金保険及び国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を設置、又は整備しようとする場合に行なわれる融資であり、融資の対象となる施設は住宅(厚生年金保険の適用を受ける中小企業事業主に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅及び市町村が貸付ける水洗便所改良資金)、病院、厚生福祉施設(休養施設、体育施設、保育所、母子寮などの社会福祉施設など)、清掃事業(し尿処理施設、ごみ処理施設)、簡易水道、下水道終末処理施設である。

資金枠については、年々増加しており、41年度は626億円に達している。

年金福祉事業団及び特別地方債の40年度における融資の申請及び決定状況は第7-16表のとおりである。

第7-16表 特別地方債・年金福祉事業団融資申請及び決定状況

第7-16表 特別地方債・年金福祉事業

(40年度)

団融資申請及び決定状況

		総 数				年 申	団融資申請及び決定状況						
		申 請		決 定			金 福 祉 事 業 団			特 別 地 方 債			
		件 数	金 額	件 数	金 額		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	4,208	142,132	3,842	78,900	2,348	49,346	1,963	37,000	1,860	92,786	1,879	41,900	
住 宅	1,807	35,987	1,510	29,309	1,745	30,154	1,450	24,617	62	5,833	60	4,692	
病 院	492	43,682	435	19,465	97	8,118	89	6,767	395	35,564	346	12,698	
厚 生 福 祉 施 設	総 数	1,677	46,280	1,371	17,110	506	11,074	424	5,616	1,171	35,206	947	11,494
	休 養 施 設	198	5,707	154	2,887	107	1,984	88	1,419	91	3,723	66	1,468
	会 館	131	16,926	110	4,733	—	—	—	131	16,926	110	4,733	
	体 育 施 設	288	10,523	223	3,463	31	485	22	274	257	10,038	201	3,187
	教 養 文 化 施 設	161	6,012	134	2,244	162	6,012	134	2,244	—	—	—	—
	給 食 施 設	50	1,076	78	623	89	1,076	78	623	—	—	—	—
清 掃	232	16,183	526	13,016	—	—	—	232	16,183	526	13,016		

厚生省年金局調べ

(注) 本表は、前年度からの継続融資分を含み、申請のうち清掃事業(ごみ処理施設 除く)については特配分方式によることとなつているため、申請欄に件数、金額を計上していない。